

## 甲斐市議会バイオマス産業都市構想特別委員会会議録

1. 開催日時 令和2年6月19日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（10名）

委員長	内藤久歳君	副委員長	保坂芳子君
	伊藤毅君		滝川美幸君
	五味武彦君		金丸寛君
	松井豊君		有泉庸一郎君
	長谷部集君		山本英俊君

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（6名）

議長	清水正二君		秋山照雄君
	清水和弘君		横山洋介君
	金丸幸司君		斉藤芳夫君

---

### 説明のため出席した者の職氏名

生活環境部長	剣持豊彦君	環境課長	酒井厚志君
バイオマス 推進係長	藤田充君		

---

### 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	土屋達巳	書記	森田公
書記	長田大地		

### 審査内容

- 1 新型コロナウイルス感染症による木質バイオマス発電事業への影響について
  - (1) 事業スケジュールへの影響について
  - (2) 基本協定書の最終案について
  - (3) その他
- 2 その他

開会 午後 3時27分

○書記（長田大地君） ご参集大変お疲れさまです。

ただいまから、バイオマス産業都市構想特別委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長より挨拶をいただきまして、引き続き委員長の進行により進めてまいります。

それでは、次第の2、委員長挨拶。

内藤委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 改めまして、こんにちは。

日程の突然の変更で、誠に申し訳ございませんでした。そんな中、委員各位にはご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今日は、案件としては、経過報告ということと、多少前進をしたというふうなことの中で、当局からの説明がございます。これについては、やっと思鼻がついたかなというふうなところまで来ております。委員各位の活発なるご意見をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

---

○委員長（内藤久歳君） ただいまの出席委員は10名です。定足数に達しておりますので、これよりバイオマス産業都市構想特別委員会を開会します。

本日の会議を開きます。

なお、本日は委員外議員の傍聴を許可しますので、ご承知おきください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑はさきの申合せのとおり、会派の割当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までとします。

念のため、人数を申し上げます。

創政甲斐クラブ2人、新政会1人、進和会1人、公明党1人、甲斐市民クラブ1人、颯新クラブ1人、日本共産党甲斐市議団1人となります。

それでは、これより次第の3、内容に入ります。

(1) 事業スケジュールへの影響について、担当より説明を求めます。

酒井環境課長。

○環境課長（酒井厚志君） 大変お疲れさまでございます。環境課です。

本日は、定例会会期中のお忙しいところ、ご参集いただきましてありがとうございます。  
また、部長と私は、この4月の人事異動により生活環境部長と環境課長の職になり、係長は担当から昇任ということで全員が初めての特別委員会の対応となりますが、どうぞよろしく  
お願いいたします。

それでは、新型コロナウイルス感染症に伴う木質バイオマス発電事業所への影響につきまして、ご説明をさせていただきます。

バイオマス産業都市構想特別委員会資料1ページをお願いいたします。

次第1の事業スケジュールへの影響についてであります。本年3月19日に開催された  
全員協議会において、発電事業者であります日立造船株式会社が事業計画認定を取得した報  
告に合わせ、令和2年度の事業スケジュールについて、ご説明をしたところでございます。  
しかし、ご承知のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大により、4月7日には東京、大阪  
など緊急事態宣言が発令され、外出自粛要請により人の移動が制限されるなど、多くの職場  
で在宅勤務となるなど、これまでの勤務形態とは異なり、多方面において影響があったと  
ころでございます。

このような状況のため、日立造船も、在宅勤務・移動制限等により、4月に行う予定であ  
りました経営戦略会議及び取締役会での事業化決定には至らなかったため、それ以降のスケ  
ジュールに影響が生じてしまいました。市では、ゴールデンウィーク明けから日立造船と電  
話やメールで何度か状況を確認していたところでありますが、6月に入り、日立造船社内で  
定められていた移動制限が一部緩和されたことにより、日立造船の担当と打合せをすること  
ができました。確認した今後のスケジュールを資料の表によりご説明させていただきます。

まず、1ページの表は、3月の全員協議会で説明いたしました内容が、表上段の全員協議  
会報告項目、実施者、当初予定であり、その右側に、見直し後の予定状況を今回付け加えた  
ものでございます。

表左側の番号2は、先ほど説明したとおり事業化決定ができなかったため、2番以降が全  
て進めることができませんでした。6月10日に日立造船が本市に来庁し、お互いのスケジ  
ュールを確認したところ、2番の見直し後の予定にあるように、7月末の経営戦略会議、取  
締役に事業化決定を図る予定とのことでございました。日立造船の事業化決定がされた

折には、3番の本特別委員会に報告を行い、市と日立造船がバイオマス発電事業を行うあかしである4番の基本協定の締結を最短で8月にしたいと考えております。この協定締結により、市では、5番の地権者との用地売買仮契約、6番の発電所用地造成実施計画の発注を同じく8月中に行いたいと考えております。順調に用地売買仮契約が結べれば、7番の発電所用地取得に関する議案を9月定例会へ提出する予定としております。8番、9番は、日立造船側が、発電所特別目的会社の設立、発電所実施設計の契約発注を9月に予定しており、2番から9番までの項目は、3月説明の当初予定から3か月遅れとなります。10番から12番は、本市が行う農地転用申請や所有権移転登記に関する手続であり、13番は、発電所用地造成工事の発注を来年3月には行いたいとして予定しております。

いずれにしても、2番の日立造船の事業化決定が始まりであり、4番の基本協定締結によりお互い事業を執行することができるものと認識しているところであります。そのため、協定の締結につきましては、これまで、両者の代表者による締結式を執り行うことを想定しておりましたが、山梨大阪間の移動が必要になることもあり、またコロナウイルスの第2派も懸念されることから、まずは書面による協定締結を確実に先行し、代表者による締結式は後日執り行うこととする方向で現在協議をしているところです。見直し後の予定を最短としているのは、そのことによるものです。また、5番の用地取得の関係について、3月に1番の地権者と事前交渉した際に、当初予定でスケジュールを説明していたため、コロナの影響で遅れが生じていることを5月中に再度説明し、仮契約を待っていただいている状態でございます。

そのほか、7番の議案提出の件につきましても、現在見直し後の予定を9月としているところではありますが、今年は市長選がありますので、議会が8月定例会となる可能性もございます。そうなった場合は、非常にタイトなスケジュールとなってきます。用地売買仮契約には私ども職員が鋭意努力してまいります。地権者のご都合もあるため、定例会への議案提出が間に合わなかった場合には、臨時議会の開催をお願いすることも考えられるところでございます。

コロナウイルスの影響によって令和2年度のスケジュールは最大3か月の遅れが生じているところですが、ただいまご説明した日程を進めていくことを日立造船と6月10日の打合せで確認したところでございます。また、その際に、これまで発電事業者が商業運転開始時期を令和5年1月としている予定について変更がないか確認したところ、今回3か月の遅れが出ているため、運転開始が3か月遅れても仕方ない。事業が進む中でスムーズに進行すれ

ばよいが、無理やり工事期間を短縮するような考えはないということでありました。

今後も日立造船と連絡を取り合う中で、ただいまご説明したスケジュールで進めてまいります。また、何らかの理由によりスケジュールが変更になった場合には、適宜適切に本特別委員会や地権者の方々に報告してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、新型コロナウイルス感染症による事業スケジュールへの影響についての説明とさせていただきます。

○委員長（内藤久歳君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

ここで、委員並びに職員各位に申し上げます。

質問は一問一答とし、また、質問・答弁は簡潔明瞭にいただけますようお願い申し上げます。

それでは、委員の説明に対する質疑を受けます。よろしく申し上げます。

何かございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） コロナでちょっと遅れているというのはいいんですが、当初の予定だと、いつごろ事業が開始になる予定だったか、ちょっと忘れてしまったので確認したいと思います。

○委員長（内藤久歳君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 発電所の稼働開始は、令和5年1月が当初の予定でございました。以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

伊藤委員。

○委員（伊藤 毅君） コロナウイルスの関係で、日立造船の会社自体、影響とか考えられていると思うんですけども、その辺で例えば7月の取締役会で事業を、決定がまた遅れるという可能性も考えられますか。

○委員長（内藤久歳君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 6月10日に日立造船さん側がこちらに来ていただいて打合せをし、週明けに再度確認をしたところ、7月には行うということで聞いております。

○委員長（内藤久歳君） 伊藤委員。

○委員（伊藤 毅君） 内容的に、当然企業はいろいろなコロナの関係で事業が思うようにいかなかったり売上げが減収したりという影響が出ていると思うんですけども、それで、例えばこの事業を見直しがかかるとか、そういう可能性というのはあるんですか。

○委員長（内藤久歳君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） ないとは言えない部分はありますけれども、私どもが担当の方に聞いている分ですと、事業はやるというふうに聞いております。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

横山議員。

○議員（横山洋介君） 先ほどの伊藤委員のちょっと関連になると思うんですけども、固定買取価格のことになってくると思うんですけども、さっき、そういう3か月遅れだから工事でも3か月遅れになる、もうそれは致し方ないということですけども、売電の買取価格はいつまでという期限があると思うんですよね。そういうところも多分影響してくると思うんですけども、そういったところというのは、もう決まっているというか、買取価格の単価は、もういつまでというのは決まっていますか。

○委員長（内藤久歳君） 藤田係長。

○バイオマス推進係長（藤田 充君） お答えいたします。

固定買取価格につきましては、日立造船が3月19日に認定を取った日を期限として、20年間の売電期間の間は固定買取が変らないという制度に現行はなっております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） 20年間ですけども、工事が遅れれば遅れるほど、20年後のケツは一緒に動かないですよね。多分20年という区切りで、それを超過した分は価格が下がるといったことだったと思うんですけども、そのところはどうか。

○委員長（内藤久歳君） 藤田係長。

○バイオマス推進係長（藤田 充君） お答えいたします。

認定が下りてから稼働までの期間は法定で定めがありますが、稼働してから20年間は期間が定められておりますので、工事で3か月延びても、稼働期限内に稼働すれば、20年間に変動がありません。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、傍聴議員の質疑は終了いたします。

以上で、事業スケジュールへの影響についてを終了します。

次に、（2）基本協定書の最終案について、当局より説明を求めます。

酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 続きまして、次第2の基本協定の最終案について、ご説明いたします。

資料は、2ページから12ページになります。

基本協定書につきましては、昨年2月、3月に開催した本特別委員会でご審議をいただき、本市における基本協定書の案として、日立造船さん側にも自社の法制部門が内容等を確認し、協議をこれまでしてきたところでございます。今回、その協議結果から、日立造船の申出などによる変更箇所が3点ほどありますので、ご説明をいたします。

11ページをお願いいたします。

まず、1点目として、別表の3の貸付期間の表であります。現在見いただいている資料では、各項目における期間、年数は、文言による説明になっておりますが、これまで審議していただいた協定書では、当時想定していたスケジュールからの時期が入っていました。例えば発電所建設工事の期間は、2021年1月1日から2022年12月31日、年数は2年と表記がされておりました。今回コロナの影響でスケジュールが変更になるなど、今後も何らかの理由により変更になることが否定できないため、期間を明記してしまうと、その都度協定書の変更が出てきてしまいます。そのため、今回資料の11ページ別表3では、「今後契約を締結する事業用地定期借地権契約に定める期間や年数とすること」といたしました。

同じような考えで、前回の協定書では、別表3の下のほうなんですけれども、別表4の日程として、市と発電会社が行う工事の着工時期や完成時期が明記されておりましたので、こちらを削除し、12ページの責任分界点を別表4といたしました。また、前回の責任分界点の表には発電事業所のレイアウトが表記してありましたが、こちらにも変わる可能性が大きいも

のですから、削除したところでございます。これにより、条文の第7条の用地の貸付けが変更になっております。

次に、2点目として、日立造船が20年間の売電を終了し、その後延長する場合の条文を入れてほしいとの申出があり、4ページ、第7条4項に、売電期間が終了する1年前までに市と発電会社が協議の上決定する旨の記載をいたしました。

3点目でございます。3点目として、こちらも日立造船の申出により、第8条に瑕疵担保に関する条例を追加いたしました。これは、市が発電会社に貸し付ける用地において、埋設物や廃棄物等があった場合の調査、撤去及び改良費を市が負担するものとして記載するものでございます。

以上が、これまで本特別委員会でご審議をいただいた基本協定書を基に、最終調整として日立造船側と協議してきた内容により修正を行った基本協定書の最終案になります。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより、委員の説明に対する質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いいたします。

質疑はございますか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 最後に出てきた瑕疵担保の項目が増えたと、追加されたということですよ。中身は、当然土地の内容というのか埋設物があった場合はということだと思っただけけれども、実際この土地については、先方はある程度不信感を持っているのか、それとも全くなくて、万が一のためのものなのか、その辺の考え方はどうなんですか。

○委員長（内藤久歳君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 今ご質問いただいたように、相手方が不信感を持っているという感じはございません。市のほうも、これまでボーリング調査や、あとは、農地でありますから、これまでの農地として使っている地権者や周りの方からの聞き取り、あと航空写真等で確認する中でも、まずあの辺に何かを捨てられたというような感じはないかなというふうに思っているところと、日立側の法制部門のほうも、民間企業ということもありまして、こういった中には瑕疵担保の条文をお願いしているというような話を担当からは聞いたところでございます。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 7,000キロワットというのは以前と同じなんです、大分時間がたったので確認なんです、これで、必要な年間の木材の必要トン数とか間伐材、廃材などの内訳など、概要で結構ですから。

○委員長（内藤久歳君） 藤田係長。

○バイオマス推進係長（藤田 充君） お答えいたします。

日立造船が現在見込んでいるチップの年間使用量は、7,900トン想定しております。その内訳につきましては、未利用材が約5万トン、一般材が2万9,000トンを見込んでおります。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかに委員の質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、基本協定書の最終案についてを終了します。

次に、（3）その他に入ります。

バイオマス関連で、環境課よりその他報告等がありましたら、お願いいたします。

〔「特にございません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） なければ、その他を終了いたします。

委員からのその他、何かございますか。

伊藤委員。

○委員（伊藤 毅君） すみません、今のうちにちょっとお願いなんですけれども、予定でいくと、来年の3月ぐらいから造成工事が着工し始めて、工事が始まったなというのも見えてくると思うんですけれども、そうすると、市民の方がだんだん関心を持って、あそこで何を

やっているんだとかという形になると思うんですよ。こういう資料を見ても、私たちは研修で実際見たりしてある程度内容は分かるんですけども、市民の方は分からないし、あとは何のためにこれを行っているのかとか、市民にとってどんな影響が出るのかとか、そういったものを随時広報に載せるなり、やっぱり知らせてもらいたいという願いは、できる限り分かりやすく。実際運営するのは日立造船になるもので、市民にとってみたら、市で何をやったのかという形に思われがちなので、その辺をうまくお願いいたします。

一応答弁をいただけますか。

○委員長（内藤久歳君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 委員のおっしゃるとおりだと思いますので、今後協定書を結んで事業化決定というような形になったところから、今のような広報や、今ホームページでは構想的なものは載せているんですが、どういうものができてというようなこともお知らせしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

それでは、次第の4のその他を行います。

委員より、特別委員会関係でその他ありましたら、お願いいたします。特別委員会関係がありますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、その他を終了します。

ここで暫時休憩し、職員が退出します。

休憩 午後 3時52分

[委員長、副委員長と交代]

再開 午後 3時53分

○副委員長（保坂芳子君） 会議を再開いたします。

ただいま休憩中に、内藤委員長から委員長辞任願いが提出されましたので、委員会条例第12条第1項の規定により、委員長を交代いたしました。

お諮りします。委員長辞任の件を本日の日程に追加したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副委員長（保坂芳子君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程に追加し、委員長の辞任の件を議題とすることに決定いたしました。

ここで、地方自治法第117条の規定により、内藤委員の退室を求めます。

〔内藤久歳委員 退室〕

○副委員長（保坂芳子君） まず、委員長辞任願を事務局に朗読させます。

○書記（長田大地君） それでは、朗読をさせていただきます。

令和2年6月19日。

バイオマス産業都市構想特別委員会副委員長 保坂芳子様。

バイオマス産業都市構想特別委員会委員長 内藤久歳。

辞任願

このたび、一身上の都合により、バイオマス産業都市構想委員会委員長を辞任したいので、委員会条例第13条の規定により許可されるようお願い出ます。

以上です。

○副委員長（保坂芳子君） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。本件は、申出のとおり、委員長の辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（保坂芳子君） ご異議なしと認めます。

よって、申出のとおり、内藤委員長の委員長辞任を許可することに決定しました。

内藤委員の入場を許します。

〔内藤久歳委員 入場〕

○副委員長（保坂芳子君） ここで、内藤委員から発言したい旨の申出がありましたので、この際これを許します。

内藤委員、お願いします。

○委員（内藤久歳君） 辞任の許可をいただきまして、誠にありがとうございます。

私も、平成28年、2016年に特別委員会が設置して以来、4年間委員長をさせていただきました。その間、委員各位のいろいろなご指導をいただきながら、なんとか委員長の職責を全うできたというふうに思っております。そんな中、事業者であります特別目的会社SPCの設立について紆余曲折がありまして、結果的には当初の計画の業者が設立できなかったということで、委員会としても、その計画の中で、期限が切られていた状況がある中で、委員

会として、その予定どおりその時期にSPCの認定ができなければ白紙撤回しろというふうな委員会の意思の中で、当局に白紙撤回を求め、結果として新たな事業者が算入できるような結果につながったということで、非常にその点については、我々の委員会の活動、それから考え方、進め方等については、非常によかったかなというふうに思っております。

今後、今日説明のとおり一步一步進んでいるわけですが、その後発電所が完成し、そしてまたこれから先の熱供給事業に関しましては、まさに市がこれから取り組んでいく事業かなというふうに思っております。その点について、今後当委員会の責任は重いし、役も大変だなというふうに思っております。そんな折に、これから、新しい委員長が選任されると思いますが、またその委員長を中心に、私も一委員として支えながら、この事業がスムーズに甲斐市のためになるように応援していきたいなというふうに思っています。

4年間委員各位のご支援ご協力に心より感謝を申し上げ、退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副委員長（保坂芳子君） ご苦労さまでした。今後のご活躍をご期待申し上げます。

それでは、ただいま委員長が欠員になりましたので、これより委員長の互選を行います。

委員長の互選につきましては、会議規則第126条第5項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（保坂芳子君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長の互選は指名推選によることに決定いたしました。

いかがいたしましょうか。

長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 委員長には、五味委員を推薦したいと思います。お願いします。

○副委員長（保坂芳子君） ただいま、長谷部委員より、五味委員の推薦がありました。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（保坂芳子君） ご異議なしと認めます。

それでは、委員長を指名いたします。

委員長には、五味委員を指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（保坂芳子君） ご異議なしと認め、委員長には五味委員が当選されました。

ただいま当選なされました五味委員長より、就任のご挨拶がございます。

○新委員長（五味武彦君） ただいま委員長の指名推選をいただきました五味武彦でございます。微力ではありますが、円滑な委員会運営に努めてまいり所存でございます。前委員長、内藤委員がいろいろなルールを敷いていただきました。あとは、私もそれを正しい道に導くような委員会運営をさせていただければというふうに思います。今後とも各委員のご協力をよろしくお願いします。

以上です。（拍手）

○副委員長（保坂芳子君） 委員長のご活躍をご期待申し上げます。

ここで暫時休憩し、委員長を交代いたします。

休憩 午後 4時02分

〔副委員長、委員長と交代〕

再開 午後 4時03分

○委員長（五味武彦君） それでは、会議を再開いたします。

ただいま休憩中に、保坂副委員長から副委員長辞任の願いが提出されました。

お諮りします。副委員長辞任の件を本日の日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の日程に追加し、副委員長の辞任の件を議題とすることに決定いたしました。

ここで、地方自治法第117条の規定により、保坂委員の退室を求めます。

〔保坂芳子委員 退室〕

○委員長（五味武彦君） それでは、副委員長の辞任の件を議題とさせていただきます。

まず、副委員長辞任願を事務局に朗読させます。

事務局、どうぞ。

○書記（長田大地君） それでは、辞任願の朗読をさせていただきます。

令和2年6月19日。

バイオマス産業都市構想特別委員会委員長 五味武彦様。

バイオマス産業都市構想特別委員会副委員長 保坂芳子。

辞任願

このたび、一身上の都合により、バイオマス産業都市構想委員会副委員長を辞任したいので、委員会条例第13条の規定により許可されるようお願い出ます。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 朗読が終わりました。

お諮りをいたします。本件は、申出のとおり、副委員長の辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） ご異議なしと認めます。

よって、申出のとおり、保坂副委員長の副委員長辞任を許可することに決定いたしました。保坂委員の入場を許します。

〔保坂芳子委員 入場〕

○委員長（五味武彦君） ここで、保坂委員から発言したい旨の申出がありましたので、この際、これを許します。自席でお願いいたします。

○委員（保坂芳子君） 先ほど前委員長の内藤委員のほうからもありましたように、私も一緒に副委員長をさせていただいたわけですが、やっところまで来たということで、新しい五味委員長を中心にやっていくのに、なんとか自分としてもできることはまたしていきたいなと思っております。ありがとうございました。（拍手）

○委員長（五味武彦君） 誠にご苦労さまでした。今後のご活躍をお祈り申し上げます。

それでは、副委員長が欠員になりました。これより委員長の互選を行いたいと思います。副委員長の互選につきましては、会議規則第126条第5項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長の互選は指名推選によることに決定いたしました。

ここで、お諮りいたします。被選挙人の指名方法は、委員長において指名することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） ご異議なしと認めます。

よって、被選挙人の指名方法は、委員長において指名することに決定をいたしました。

それでは、副委員長を指名させていただきます。

副委員長には、山本委員を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） ご異議なしと認め、副委員長には山本委員が当選されました。

ただいま当選なされました山本副委員長により、就任の挨拶がございます。自席でご挨拶をお願いできますか。

○新副委員長（山本英俊君） このたび、五味委員長からの指名推選をいただき、副委員長の指名をいただきました山本でございます。委員長を支え、議事運営を進めていきたいと思っておりますので、委員の皆様のご協力をいただきたいと思います。またよろしく願いいたします。

（拍手）

○委員長（五味武彦君） 山本副委員長のご活躍をご期待申し上げます。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、バイオマス産業都市構想特別委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時07分